

企業の社会的責任論と会社法学

米山 毅一郎*

1 企業の社会的責任の含意内容と当該責任の発生する理由

「企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility: CSR)」という言葉は、さまざまな含意をもって用いられてきたが、ここでは、2001年欧州委員会の定義に従って、以下のように定義付けることとする。即ち、「遵守すべき法規制や慣習を超えて、基本的人権の尊重、環境保護、社会の発展、利害関係人の利益の適切な調整といった観点から、企業の持続的発展を支えるためになされる企業の自主的な取り組みである」¹と。結局、「法的な責任が尽きたところから始まる責任」ではあるものの、法学と全く無関係という存在ではなく、現実には、一種の社会規範ないしソフト・ローとして何らかの強制力を有するものであり、会社法との関連でも、リスク管理システム・内部統制システム等を通じて、法と社会的責任とはリンクし得る、との指摘²がなされている。

社会規範として有する強制力とは、換言すれば、会社の取締役・役員(経営者)は、経営上の判断をなす際に、単に当該会社の利潤極大化ないし株主の利益極大化にのみ配慮するのでは、社会的責任を果たしたことにはならず、従って、当該企業は「反社会的」行動をしたものと評価される危険性を負い、所期の目的(利益の追求)を果たし得ない結果を招くと心理的抑制が、経営者側に働くことを意味する。いわゆる、会社をめぐる、「利害関係人(stake holder)」の利益にも配慮せざるを得なくなる状態を指すものと解される。ソフト・ローの形態としては、取引所の定める規則(上場基準)、国際機関・消費者団体・NPOやNGOが定める基準、投資家団体所定のCSR基準等が考えられる。「基本的人権の尊重」、「環境保護」、「社会の発展」の問題は、当該会社の従業員・債権者・顧客・地域住民・公衆・地方自治体・国家について発生する問題であるから、「責任」の発生する領域は膨大となり、かつその内容も複雑多岐にわたることになる。

そもそも会社とは、社員・出資者たる株主が、私益の増殖を企図して共同企業形態たる事業主体として創出したものである。それ故、会社の存在目的が利潤・私益の獲得である点に疑問の余

* 岡山大学大学院社会文化科学研究科法学系教授

1 2002年7月、欧州委員会「企業の社会的責任 - 持続可能な発展に寄与するビジネスに関する意見表明」につき、秋山をね = 大崎貞和 = 神作裕之 = 野村修也「[座談会]いまなぜCSRなのか」法時76巻12号5頁(2004年)参照。尚2004年7月欧州多数利害関係者フォーラムによる「最終結論および勧告」につき、岡本享二『CSR入門』83頁(日本経済新聞社、2004年)によれば、「CSRとは企業が社会問題と環境問題を『従来の財務問題と同じように』企業の責務として利害関係者とのやり取りのなかに自主的に組み込むこと」と定義されている。

2 秋山 = 大崎 = 神作 = 野村・前掲(注1)5頁(神作裕之発言)。

地はない。問題は、会社の事業内容の広範化及び社会生活に与える影響の質量共ににおける圧倒的
重大さにある。現代はまさに企業社会であり、経済活動のみならず、労働の場、取引相手方、地
域社会成立の有無、生活の安定・安全、納税主体、及び国富創出等、ありとあらゆる局面に、企
業・会社の影響力は及ばざるを得ない。ここに、企業は社会の「公器」と呼ばれる理由がある。
企業は社会の中に存立し、経済活動を通じて人々と取引関係を結んできた点で社会性を有するこ
とは当然のことである。その意味で社会的責任を論ずることに改めて意義があるとは考えない。
企業が社会の「公器」と呼ばれるほどになった、その意味するところは、企業の帯びる「公共性」
が、単に「社会性」の量的な拡張以上に、より質的な問題性を含むことを意味しているのではな
いか³。第二次世界大戦後の技術革新の波は、大量生産・大量消費社会をもたらし、その結果大
量に放出される廃棄物が各地域社会に公害問題を惹起した日本の1970年代前半の状況は、現在、
地球規模での環境破壊の問題へと深刻化している。交通・通信技術の発達及び冷戦構造の崩壊は、
地球を急速に縮め、国際交流と各国の相互依存性を著しく促進した。これらはすべて、企業活動
の質的变化・拡張の結果ともいえよう。それ故、いまや、企業・会社が帯びる「公共性」は、国
際化したのである。

こうして、会社・企業が、私益（利潤）追求のための道具的制度として出発したにも拘らず、
企業活動の質的及び量的拡張が、企業に対して「公共性」に基づく制約原理を不可避のものとし
て課すに到るのである⁴。ここに、現在の資本主義体制が、国家・政府による介入・規制を前提
として内包する混合経済（mixed economy）を採るに到った一因があると解する。即ち、企業
活動の自由は、もはや古典的な自由放任主義に回帰し得ない。それ故、労働者保護法制、消費者
保護法制、独占禁止法制、環境保護法制等は、企業の公共性を実効性あるものとするべく整備さ
れてきた。それにも拘らず、この上更に会社法学の課題として企業の社会的責任を論じる必要が
認められるであろうか。会社経営者にこれらの企業関連諸法を遵守するよう義務付けるのみで足
りるともいえそうである⁵。以下においては、会社法の射程として、企業の社会的責任をどのよ
うに考えるべきか、従来の我が国における議論を概括し、私見を述べる。

3 小林直樹「企業の『公共性』論（上）」ジュリ1011号45 - 46頁参照（1992年）。

4 小林・前掲（注3）52頁は「商法に置くかどうかは別に於いて、民法1条の信義則等の規定と照応する、企業の社会的責任条項は、現代の市民的公共性の要請に適合するのみならず、民法の規定と同じく有用な効果を生ずると考えられる」と述べ、更に「企業の『公共性』論（下）」ジュリ1012号55頁（1992年）に於いて、「企業はその公共性にかんがみ、様々な国家的統制の下に置かれている」として 善良な風俗や公衆衛生を維持するための行政的規律、 国の独占事業からの私企業の排除、公共的事業への監督統制、 独占禁止法による私的独占や不公正取引等の禁止、 商法を中心とする企業の組織・活動に対する内在的規制、 経済政策・社会政策の実施のための諸立法による統制、 労働立法による労使関係の規制、 環境立法による制約、等を例示して「私的自治の原則の保障も、今日では国家の諸政策と諸立法により、大幅に枠づけられているのである。企業はその分だけ、公的關係に包摂されていることになる」と指摘する。

2 「企業の社会的責任論」と会社法学 利害調整原則としての「株主利益最大化」原則

叙上の会社に課される「公共性」に基づく制約原理を会社法内在的に問題とすべき点を強調するとすれば、会社・企業をめぐる利害調整の原則として「株主の利益最大化」の原則では、不十分であるとの認識が生じる。即ち、とりわけ大規模公開会社の利害調整の原則は、株主の利益のみならず、債権者、従業員、消費者、地域住民等、より広範な利益を考慮する形に設定すべきであるとの、「企業の社会的責任論」の主張である。

具体的提案として様々なものがあるが、例えば、種々の会社関係者を代表する社外取締役制度の導入⁶、従業員参加を認める監査役会制度の導入⁷、会社法規定としての民法1条所定の信義則等の規定に照応する企業の社会的責任条項の定立⁸、取締役の職務執行において株主、債権者、従業員、消費者、地域住民の利益を考慮すべき旨の企業の社会的責任に関する一般規定の新設等⁹である。

対しては、その提案に従うと、会社の経済効率性を害し社会の富を減少させないか、あるいは、経営者に大きな裁量権を与え事実上無監視の状態に置くことにならないか等の懸念がある¹⁰。指名権者は経営者たる社内取締役であることが現実であろうから、社外取締役・社外監査役といったところで、所詮、社内取締役の腹話術に利用されるに終わる危険性も大きい。その懸念は、基本的には、提案 についても妥当するだろう。提案 に対しては、「公益優先」論が、政治的に悪用される危険なしとしない¹¹。提案 に対しては、やはり取締役の裁量権の不当な拡大をもたらしかねず、あるいは逆に、取締役に対して、多元的利害関係人の諸利益への配慮義務を課す

5 平成17年改正前商法266条1項5号は取締役の対会社責任原因として「法令」・定款違反を規定しており、「法令」の意義については最判平成12年7月7日民集54巻6号1767頁が(改正前)商法254条3項(会社330条)(改正前)商法254条ノ3及びこれを具体化する形で取締役がその職務遂行に際して遵守すべき義務に関する個別規定のほか更に、「商法その他の法令中の、会社を名あて人とし、会社がその業務を行うに際して遵守すべきすべての規定もこれに含まれると解するのが相当」と判示した。いわゆる非限定説の採用であるが、この判例法理が会社法施行後の会社法423条1項の解釈上も通用するものと解される(畠田公明『会社判例百選』120頁(2006年)、反対の見解を示すものとして、笠原武朗『判例講義会社法』132頁参照(2007年))。

6 多元的利害関係者から成る企業意思決定を提案するものとして、例えば、三枝一雄「企業の社会的責任と企業意思の決定」自由と正義43巻1号59頁(1992年)、森田章「取締役会制度と企業の社会的責任」商事851号23頁(1979年)、末永敏和「企業の社会的責任」龍田節先生還暦記念・企業の健全性確保と取締役の責任150頁参照(有斐閣、1997年)。

7 奥島孝康「従業員の経営参加」ジュリ1050号128頁-129頁(1994年)、新山雄三『株式会社法の立法と解釈』296頁以下参照(1993年)。

8 西原寛一「今後の商法改正の諸問題について」第29回全国株連連合会定時会員総会報告書116頁(1974年)、田中誠二「株式会社の社会的責任についての商法上の立法論的考察」亜細亜法学9巻2号11頁(1974年)、同『企業の社会的役割重視の商事法学』175頁(千倉書房、1992年)、松田二郎『会社の社会的責任』28頁(商事法務研究会、1988年)、小林・前掲(注3)52頁。

9 中村一彦『企業の社会的責任』173頁、211頁(同文館、1980年)、尚、同「企業の社会的責任と会社法 - 取締役の社会的責任を中心に」判タ839号150-152頁(1994年)は、現行会社法の解釈論として、取締役の社会的責任を認めることは可能であるとし、その根拠を旧商法254条ノ3(会355条)に求める。

10 竹内昭夫「企業の社会的責任に関する一般規定の是非」『会社法の理論』127-128頁(有斐閣、1984年)。

11 鈴木竹雄「歴史はくり返す」ジュリ578号10頁(1975年)は、社会・公共の利益のために企業に対し規制を加えようとする経済法的規定を盛り込もうとすることは、戦時中の商法と経済法との一元論が誤りであったのと同様に妥当ではないと主張する。

ことは過酷にすぎる¹²ともいえよう。

そこで、現在の通説的見解は、利害調整原則としては「株主利益最大化」の原則を採用し、但し当該原則を厳格に適用するのではなく、例外を伴った緩い原則にとどまらざるを得ないと解することになる。即ち、江頭教授は以下のように述べている。「株式会社においては、社外的経済活動における利潤最大化を始めとする『株主の利益最大化』が、会社を取り巻く関係者の利害調整の原則になる。その原則の具体的な法的効果として、株主の利益最大化に反する総会決議は無効であり、取締役・執行役の善管注意義務・忠実義務（会社330条 [民644条]・355条・402条3項・419条2項）とは、株主の利益最大化を図る義務を意味する」が、法規範としては緩いものであり、第一に、定款上、株主利益最大化と矛盾する定めを置くことにつき、「例えば実質的に剰余金の一定割合を株主以外（社会貢献等）に分配する旨の定款の定めは、当然に無効とは解されず」、第二に、定款に定めなくても、関係者全員が合意の上で、事実上株主の利益最大化に反する会社運営を行うことも妨げられないとして、地方公共団体と民間企業とが出資する「第三セクター」の例を挙げる。第三に、「企業の社会的責任」・「企業の社会貢献」への要請に関する取締役・執行役の裁量の幅が大きく、例えば判例法理上、株式会社のなす寄付は、それが社会の期待・要請にこたえるものであり、かつ、会社の規模、経営実績、相手方等を考慮し応分の金額のものである限り、取締役・執行役に義務違反の責任が生じることはない¹³ので、これを換言すれば、株主の利益に寄与しない寄付を取締役・執行役が行ない得ることを意味する。第四に、対外的経済活動に関しても、日常の経営判断については、「取締役・執行役に大きな裁量権が与えられているので、例えば、取締役が株主の『長期的利益』の最大化を目指すと称して実は従業員の雇用の維持を最優先にする業務執行を行っていても、株主が善管注意義務違反の責任を追及することは困難な場合が多く、それは従業員利益への配慮を意味することを示唆する。更に、会社債権者の利益を犠牲にした「株主の利益最大化」は一定の場合は違法となり得るとして、債務超過又はそれに近い状況下の投機的経営が取締役・執行役の任務懈怠となり第三者に対する責任を生じさせること等も指摘している。そして、「利害調整の原則」としての「株主の利益最大化」の実質的理由は、株主が「残余請求権者」である点に求める。「すなわち、会社債権者は会社に対し株主より先順位の一定額の請求権を有するから、株主の利益最大化は、関係者全員の総価値最大化と同値となり、社会の富の最大化をもたらすとの考えである」と説明される¹⁴。結局、江頭説に立っても、会社の利害関係人に対する配慮は、かなりの範囲で担保されることに

12 いうまでもなく、会社と取締役との関係は委任であり（会330条、民644条）、受任者たる取締役が善管注意義務を負うのは会社ないしは株主に対してであり、忠実義務（会355条）は善管注意義務をより明確化したものであるとの同質説（通説）に依れば、多元的利害関係人の諸利益への配慮は、法令・定款および株主総会決議の遵守を通して担保されることになろう。

13 最判昭和45年6月24日民集24巻6号625頁（八幡製鉄政治献金事件）。

14 本文における「株主の利益最大化」の原則の含意・法的効果・実質的理由につき、江頭憲治郎『株式会社法』20頁及び21頁注③（有斐閣、2006年）より抜粋ないし要約した。

なろう。これでも尚不足する利害関係人の利益確保は、会社法以外の個別立法によって担保され、かつ、会社を名宛人とするあらゆる法令の遵守が会社・経営者に義務付けられている¹⁵(会355条、会社法423条)。

3 「企業の社会的責任論」の会社法学上の機能

それでは、現在、尚「企業の社会的責任論」が会社法学に関して果たす役割・機能とは何であろうか。具体的立法提案のための理論ないしは実質的理由にすぎないのであるか。あるいはかつてそうであったように、企業・会社の非行に対する社会一般からの不満に関する認識論にすぎず、それは、取締役等経営者に対する非行防止のための心理的抑制力を一時的に有するに過ぎないのだろうか。あるいは亦、かつてのメセナ・企業文化論のような、経営者側からの社会一般に対する気紛れな表面的慈善・欺瞞であろうか。それとも、我が国の企業社会が成熟した証拠としての企業・会社からする社会的責任負担の真摯な意思表示であろうか。それとも亦、EUにおける当該問題の隆盛要因とされる、世界経済における競争優位を確立するための国家的企業戦略としての役割であろうか。

現段階での私見は、そのいずれもが妥当する可能性は肯定しつつ、「企業の社会的責任論」の会社法学に果たす役割とは、既存の個別具体的会社法規定の解釈・運用の弾力化のための実質的根拠にあると思料する。換言すれば、既に存在する会社法規定の解釈・運用の際に、株主権を行使する者が、単に経済的利益獲得意図で権利行使するのみならず、従業員、環境・地域等株主以外の利益追求目的から会社法所定の権利行使を行う途を拓くことにある。例えば、株主提案権行使、取締役の説明義務、内部統制システムの具体的内容等に関し、「企業の社会的責任論」は、その解釈・運用上も影響する。

更に、ここで会社とは何か、その法的意味を考えてみると、それはヒトであり、かつモノである。会社が取締役との間で委任者の立場に立つとか、対外的取引において会社の名で権利義務の帰属主体となるのは、まさに会社がヒトであることを意味し、にもかかわらず株主が会社の所有者であり、M&Aの対象として会社が売買されるのは、会社がモノであることを意味する。モノはヒトを所有できない。所有権者はあくまでヒトである。それ故、株主を実質的会社の所有者と観念する株式社員権説は理論的正当性を有する。株主は自然人であり生身の人間なのだから(法人株主も意思表示のために意思を決定する際その決定権者は究極的には自然人に還元される)、多様な価値観と自己決定権を当然有している。そうすると、環境保護・反戦・反原発等に動機付けられた株主がその価値観を実現するために、株主権を行使することは、それが権利濫用・信義則違反・公序違反・違法行為を構成しない限り、当然認められるべきことになる。「企業の社

15 最判平12年7月7日民集54巻6号1767頁(野村證券損失補填株主代表訴訟)

会的責任論」は、この場合の権利濫用・信義則違反該当性を排除する理論として、機能しうる。例えば、原発建設反対株主が同士を募るためにする株主名簿の閲覧請求は、それが正当な形でなされる限り、権利濫用にはあたらない。

4 結びに代えて

最大の問題は、叙上のごとく、現実には株式会社大企業が半ば社会的・公共的性格を有する存在になっているにもかかわらず、それに対する会社法上の法的コントロールシステムは依然として、私的所有の枠組の中でしか捉えられていないということである¹⁶。その結果、いわゆる会社の利害関係人として、従業員、債権者、顧客・消費者、地域社会等々の社会各層の利益を考慮するシステムが、近代以降の私的所有権法理（私的コントロール＝セルフコントロールすなわち私的所有枠組内での法的コントロールシステム）から排除されてしまう。しかしながら、この矛盾は、近代的私的所有権法理を前提とする限り、当然発生する矛盾ともいえよう。それでも尚、近代私的所有権法理に替わる新しい法理を定立できない以上、「私的所有システムそのものを、あるいはまた株式＝社員権をキーストーンとして法的構成されている、現行コントロールそのものを全否定してしまうことは、認識論としても実践論としても決して肯定できるものではない」¹⁷。それ故、まず考えるべきことは現行会社法システム内在的に、かかる矛盾点の解消を図る解釈上の理論を探究することであろう。この視点からすれば、「企業の社会的責任論」は、かかる矛盾の解決に際しての現行会社法規定の解釈・運用における実質的根拠・理由付けとしての理論たり得るものとする。

16 新山雄三「『コーポレート・ガバナンス』論の意義と機能に関する覚書 学問的成果の確認と活用のために」岡法44巻3・4号77頁以下、特に179頁（1995年）。同「企業の社会的責任と株式会社法・再論」田中誠二先生追悼論文集『企業の社会的役割と商事法』32 - 33頁（経済法令研究会、1995年）。

17 新山・前掲（注16） 179頁。